

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年5月14日(2015.5.14)

【公開番号】特開2014-208133(P2014-208133A)

【公開日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-061

【出願番号】特願2014-100956(P2014-100956)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月30日(2015.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

遊技者が遊技を進行する上で操作する操作スイッチと、
遊技の進行を制御する遊技制御手段と
を備えるスロットマシンであって、
前記遊技制御手段は、
前記操作スイッチの1つであるリールの回転を開始するためのスタートスイッチが操作
されたときに、役の抽選を行う役抽選手段と、

前記操作スイッチの1つであるストップスイッチが操作されたときに、回転している前
記リールを停止制御するリール制御手段と、
前記操作スイッチの操作の受付けを、許可又は不許可のいずれかの状態に制御する操作
スイッチ受付け制御手段と

を備え、

前記役抽選手段は、当選Aと、前記当選Aと異なる当選Bとを有するように役の抽選を
行い、

前記操作スイッチ受付け制御手段は、

前記役抽選手段で前記当選Aとなり、遊技者による前記ストップスイッチの操作に基づ
く所定の条件を満たしたときは、前記操作スイッチの操作の受付けを、所定時間の経過後
に許可するように制御し、

前記役抽選手段で前記当選Bとなったときは、前記操作スイッチの操作の受付けを前記
所定時間より短い時間で許可するように制御する

ことを特徴とするスロットマシン。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、操作スイッチの許可／不許可(フリーズ)を利用したスロットマシンに関するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

したがって、本発明が解決しようとする課題は、メイン制御手段側で操作スイッチの操作の許可／不許可の抽選を行うことなく、操作スイッチの操作の許可／不許可を用いて、当選演出を行うことである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、以下の解決手段によって、上述の課題を解決する。なお、かっこ書きで、以下の実施形態に対応する内容を示す。

本発明（第4実施形態）は、

遊技者が遊技を進行する上で操作する操作スイッチ（遊技媒体を投入するためのベットスイッチ40、リール31の回転を開始するためのスタートスイッチ41、又はリール31の回転を停止させるためのストップスイッチ42）と、

遊技の進行を制御する遊技制御手段と

を備えるスロットマシンであって、

前記遊技制御手段は、

前記操作スイッチの1つであるリールの回転を開始するためのスタートスイッチが操作されたときに、役の抽選を行う役抽選手段と、

前記操作スイッチの1つであるストップスイッチが操作されたときに、回転している前記リールを停止制御するリール制御手段と、

前記操作スイッチの操作の受付けを、許可又は不許可のいずれかの状態に制御する操作スイッチ受付け制御手段と

を備え、

前記役抽選手段は、当選A（B B + 小役4）と、前記当選Aと異なる当選B（小役4の単独当選）とを有するように役の抽選を行い、

前記操作スイッチ受付け制御手段は、

前記役抽選手段で前記当選Aとなり、遊技者による前記ストップスイッチの操作に基づく所定の条件を満たしたとき（小役4の入賞時）は、前記操作スイッチの操作の受付けを、所定時間（4秒間）の経過後に許可するように制御し、

前記役抽選手段で前記当選Bとなったときは、前記操作スイッチの操作の受付けを前記所定時間より短い時間（2秒間、又はフリーズ制御なし）で許可するように制御することを特徴とする。